

京都市告示第 325号

京都市観光駐車場条例第6条の規定に基づき、京都市清水坂観光駐車場、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場について、平成20年1月1日から同月3日まで（京都市清水坂観光駐車場については、平成20年1月1日午前0時から）の駐車料金については、次のとおりとします。

平成19年12月20日

京都市長 梶本 頼兼

区 分	単 位	駐 車 料 金
バス	1日1回	3,000円
タクシー及びハイヤー		1,000円
自動二輪車及び自転車		300円
自家用車等		1,000円

(建設局土木管理部放置車両対策課)